



監査結果公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年度定期監査（前期）の結果について

令和3年12月24日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 大 藪 雅 史

令和3年度

定期監査（前期）報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長並びに東かがわ市教育委員会に報告するものである。

令和3年12月

東かがわ市監査委員	楠	田	敬
同	三	好	良
同	大	藪	雅

目 次

	頁
第1 基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5 監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第6 監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第7 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2
教育委員会（生涯学習課）・・・・・・・・・・・・・・・・	3
総務部（地域創生課）・・・・・・・・・・・・・・・・	5

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による監査)

第3 監査の対象

教育委員会 生涯学習課 (引田、小海、大内、誉水公民館・交流プラザ)
総務部 地域創生課 (水主、北山、丹生、三本松、白鳥、福栄、鈴竹、五名、
相生、小海コミュニティセンター・水主交流センター)

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、主に現金の取扱い・保管及び通帳管理を中心に監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日

監査期日	対象部課 ○現地確認	実施場所
令和 3 年 10 月 26 日 (火)	生涯学習課 ○引田、小海、大内、誉水公民館 ○交流プラザ	・庁舎北棟 2 階第 3 会議室
令和 3 年 10 月 27 日 (水)	地域創生課 ○相生、小海、五名、白鳥、丹生、 三本松コミュニティセンター	・庁舎北棟 2 階第 3 会議室

第7 監査の結果

監査した結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る施設の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であったが、一部において、改善等を要する事項が見受けられた。具体的な各事項は、次表のとおりである。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に、基づきその旨を通知されたい。

実施対象別の定期監査（前期）の改善等を求める事項の件数一覧表

項目	実施対象 引田・ 小海・ 大内・ 誉水公民館	交流プラザ	相生・ 小海・ 五名・ 白鳥・ 丹生・ 三本松 コミュニティ センター	総括	計
1 指摘事項	—	—	—	—	
2 注意事項	1	—	—	—	1
3 検討事項	2	—	2	1	5
4 要望事項	—	—	—	—	—

備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

(1) 生涯学習課（小海公民館）

注意事項	
1	<p>公民館の管理について</p> <p>小海公民館については、普段はほぼ使用されておらず、秋祭りなど地元住民によるイベントが開催される場合にのみ利用される状況であるとのことである。このような利用状況であるため、水道・ガスは止めており、電気代のみ支払っているとのことである。</p> <p>また、施設管理は、職員が定期的に外観の状況をチェックするのみで、内部は確認していないとの事で、室内を確認したところ炊事場の流しにはゴミが放置され、使用後の片づけがなされないままであった。</p> <p>東かがわ市公民館条例の第13条では「使用者は、使用を終わったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。」とあり、この規定に反する状況にある。</p> <p>さらに公民館は社会教育法第24条の規定に基づき設置されており、公民館の目的としては同法第20条において定められているが、小海公民館の利用形態はこの目的から逸脱しているのが現状である。</p> <p>生涯学習課の説明では、小海公民館は老朽化も顕著であり、安全性や管理コストの問題で、今後地元との協議のうえで廃止する予定があるとの事であるが、平成25年の定期監査での状況のままで進展が見られていない。早急に善処されたい。</p>

検討事項	
1	<p>施設用地内の管理について</p> <p>施設の現地確認を行ったが、小海公民館と誉水公民館の施設用地には、雑草が生え、樹木の剪定が十分に行われていない箇所が見られた。</p> <p>公民館は公の施設であり、多数の住民が利用する施設であるため、敷地内の管理についても施設と同様に、適切な管理をする必要がある。市民が気持ちよく利用できる施設になるよう日頃から管理には注意されたい。</p>

検討事項	
2	<p>業務日報の管理について</p> <p>現状各公民館において「公民館使用日誌」が作成されているが、責任者に回覧・報告された証跡はなかった。責任者が点検できる体制を検討願いたい。</p> <p>また「公民館使用日誌」の記載項目は「各室・体育館・運動場の利用状況」と「連絡引継ぎ事項」だけであるが、社会教育法第三十二条に「公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。</p> <p>各公民館の運営状況を把握するうえで、業務活動に関する事項も記載できるような様式に改訂し、管理責任者が業務日報として報告を受け、点検できる体制を構築するよう検討願いたい。</p>

総括（公民館対象）

検討事項	
1	<p>今後の公民館の在り方について</p> <p>生涯学習課が所管する公民館及び交流プラザで、公民館については、市の合併以前から設置された施設であり、老朽化が顕著である。また、旧引田・大内町には公民館が各々2施設設置されており、今後は旧町毎に1つの公民館にする計画であると伺った。</p> <p>小海公民館は地元との協議のうえで廃止する予定との事であるが、借地の上に建つ誉水公民館においても早期に地元の声を反映した調整を行うよう検討願いたい。</p>

(2) 地域創生課（水主、北山、水主交流センター）

検討事項	
1	<p>前回監査の措置状況について</p> <p>前回の監査において、公衆電話（ピンク色電話）が残存する施設が4箇所あり、これを取り除く方向で検討することとしていたが、今回の監査の結果、福栄コミュニティセンターは廃止撤去が完了したとの報告を受けた。残りの3施設（水主、北山、水主交流センター）については、再度撤去を検討するとの回答を得たので、引続き検討願いたい。</p>

検討事項	
2	<p>財務状況等の情報公開について</p> <p>コミュニティセンターに関する基本協定書（情報の公開）第7条に「指定管理者は、法人の基本方針や財務状況等について、個人情報取扱特記事項を遵守したうえで積極的に情報の公開に努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>令和3年度においては、財務状況等についてホームページ上で公開されているのは、5協議会（小海、白鳥、三本松、丹生、五名）であり、且つ決算書フォームは各協議会で異なっている。地域創生課からは、統一した会計ソフトを示すなど、指定管理者の手引きを作成し、管理体制の強化を図り適正な運営ができるよう指導している最中であるとの事であったが、いまだ未公開の他の協議会についてもこの機会に情報の公開ができるよう検討願いたい。また、自主事業に係る会計についても各協議会の事業の透明性を確保する観点から、統一された様式で公開されることが望ましい。</p>